

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年11月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和2年11月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,300万人であり、前年同月に比べて、21万人（0.3%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,485,886	40,637,932	24,920,484	15,717,448	313,042
船員以外	2,481,709	40,585,772	24,868,324	15,717,448	312,911
一般男子	・	24,867,862	24,867,862	・	354,911
女子	・	15,717,448	・	15,717,448	246,457
坑内員	・	462	462	・	363,485
（再掲）短時間労働者	37,659	523,755	137,989	385,766	146,067
船員	4,177	52,160	52,160	・	415,527
国民年金	・	22,360,483	7,616,655	14,743,828	・
第1号	・	14,175,136	7,434,856	6,740,280	・
任意加入	・	182,912	65,320	117,592	・
第3号	・	8,002,435	116,479	7,885,956	・
合計	・	62,998,415	32,537,139	30,461,276	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和2年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,475万人であり、前年同月に比べて、1万人（0.0%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,677,238	15,470,527	14,089,790	463,051	5,635,556	18,314
旧共済組合を除く	35,335,095	15,268,280	14,025,379	460,471	5,563,111	17,854
旧法	813,828	280,296	211,134	30,208	274,719	17,471
新法	34,502,755	14,981,805	13,813,404	429,291	5,278,255	・
（再掲）基礎あり	26,582,623	13,940,562	12,282,459	292,298	67,304	・
基礎または定額あり	26,315,436	14,007,451	12,307,985	・	・	・
基礎繰上げあり	1,982,962	583,846	1,399,116	・	・	・
基礎繰上げなし	24,332,474	13,423,605	10,908,869	・	・	・
基礎及び定額なし	2,479,773	974,354	1,505,419	・	・	・
船員保険（旧法）	18,512	6,179	841	972	10,137	383
旧共済組合計	342,143	202,247	64,411	2,580	72,445	460
旧法	91,292	66,159	2,083	999	21,591	460
新法	250,851	136,088	62,328	1,581	50,854	・
（再掲）基礎あり	195,960	135,085	59,547	1,326	2	・
国民年金計	35,848,395	32,807,440	930,416	2,022,328	88,211	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,595,820	5,510,147	406,041	1,648,868	30,764	・
旧法拠出制	725,813	389,398	290,799	37,370	8,246	・
新法基礎年金	35,122,582	32,418,042	639,617	1,984,958	79,965	・
（再掲）基礎のみ	7,983,906	6,181,774	116,448	1,656,874	28,810	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,870,007	5,120,749	115,242	1,611,498	22,518	・
福祉年金	14	14	・	・	・	・
合計	44,747,064	34,202,334	2,678,200	2,191,755	5,656,461	18,314

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
- 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
- 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
- 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

- 令和2年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆8千億円であり、前年同月に比べて、3千億円（0.7%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,560,653	17,207,762	2,474,088	319,680	5,554,128	4,995
旧共済組合を除く	25,165,379	16,912,300	2,459,727	317,300	5,471,170	4,883
旧法	846,874	442,967	79,493	35,428	284,203	4,783
新法	24,281,315	16,451,416	2,379,946	279,810	5,170,143	・
(別掲)基礎年金	18,122,730	9,854,230	7,954,357	249,372	64,771	・
船員保険(旧法)	37,190	17,917	287	2,062	16,824	100
旧共済組合計	395,273	295,462	14,361	2,380	82,958	112
旧法	167,084	139,383	984	1,412	25,192	112
新法	228,190	156,078	13,376	969	57,766	・
(別掲)基礎年金	145,594	100,738	43,755	1,099	2	・
国民年金計	24,213,086	22,160,913	214,842	1,748,606	88,726	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,935,938	3,384,127	92,967	1,431,690	27,153	・
旧法拠出制	295,890	192,362	66,976	32,859	3,693	・
新法基礎年金	23,917,196	21,968,550	147,866	1,715,747	85,033	・
(再掲)基礎のみ	5,463,678	3,969,640	26,300	1,437,392	30,347	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,640,048	3,191,765	25,992	1,398,831	23,460	・
福祉年金	6	6	・	・	・	・
合計	49,773,744	39,368,680	2,688,930	2,068,286	5,642,854	4,995

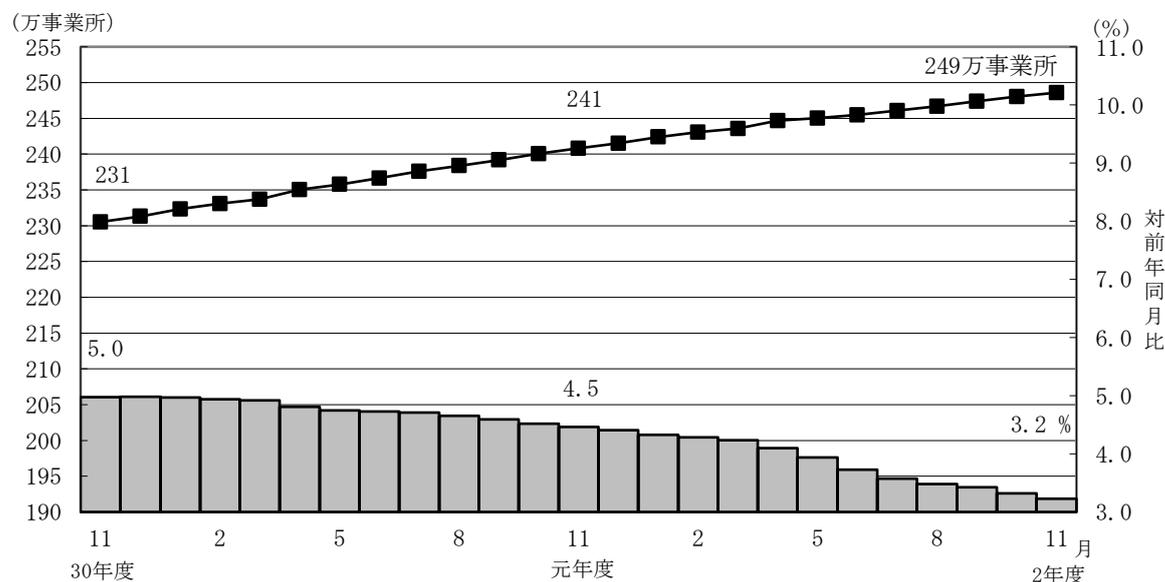
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

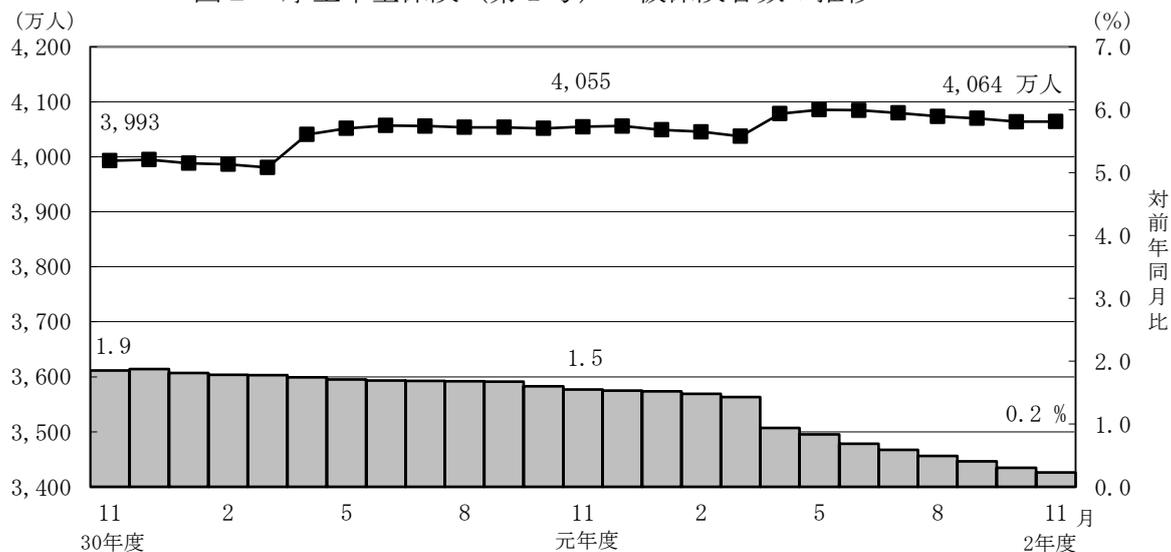
- 令和2年11月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は249万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.2%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



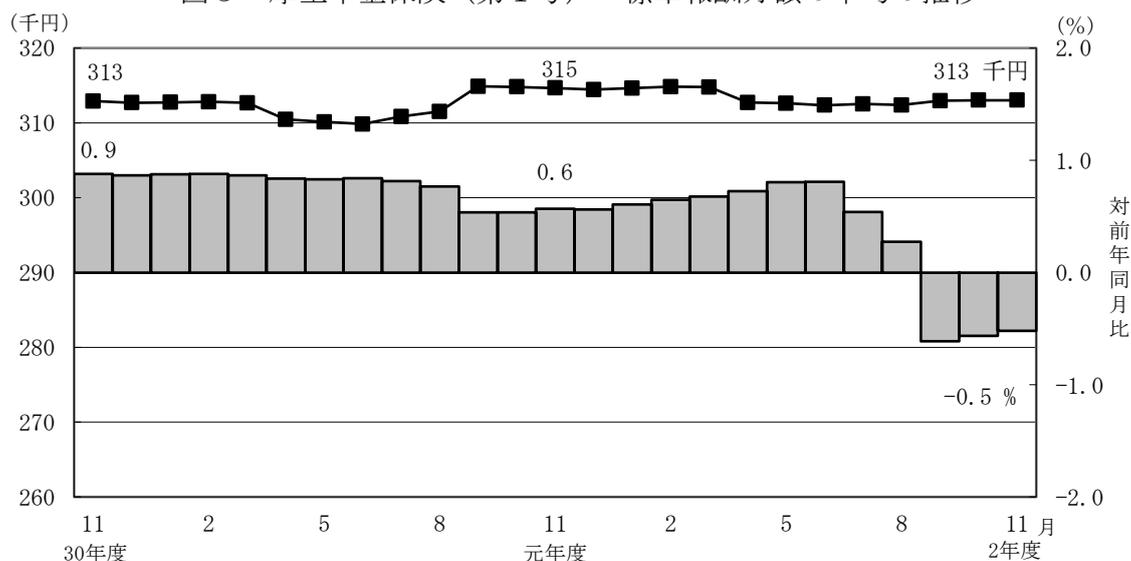
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,064万人となっており、前年同月に比べて9万人（0.2%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,487万人（対前年同月比8万人、0.3%減）、女子が1,572万人（対前年同月比17万人、1.1%増）、坑内員が5百人（対前年同月比35人、7.0%減）、船員が5万人（対前年同月比8百人、1.5%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万3,042円となっており前年同月に比べて0.5%減少している。内訳をみると、一般男子は35万4,911円（対前年同月比0.6%減）、女子は24万6,457円（対前年同月比0.0%減）、坑内員は36万3,485円（対前年同月比0.3%減）、船員が41万5,527円（対前年同月比1.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

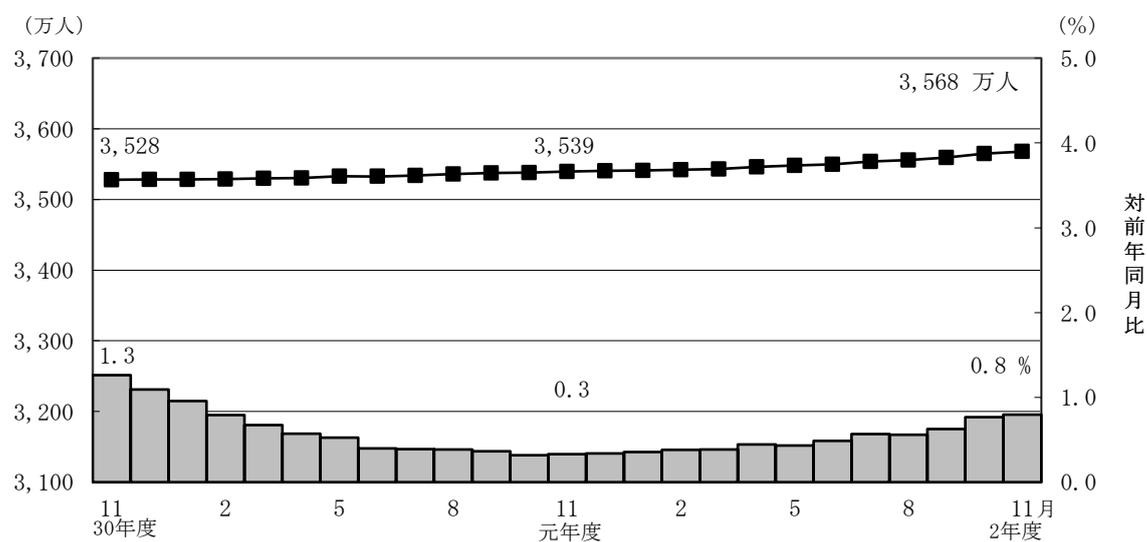


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は4万事業所、賞与支給被保険者数は63万人、標準賞与額の前平均は32万6,937円となっている。

(2) 給付状況

- 令和2年11月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,568万人（旧法厚年分81万人、新法厚年分3,450万人、旧法船保分2万人、旧共済分34万人）で、前年同月に比べて28万人（0.8%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,956万人（旧法厚年分49万人、新法厚年分2,880万人、旧法船保分7千人、旧共済分27万人）で、前年同月に比べて21万人（0.7%）増加している。
- 障害給付の受給者数は46万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分43万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて2万人（3.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は565万人（旧法厚年分29万人、新法厚年分528万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和2年11月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,314円となっている。

- 令和2年11月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は5万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年 6月	36,787	21,685	15,102	21,074,346	18,198,129	2,876,217	47,740	69,934	15,871
7月	40,309	23,596	16,713	23,024,674	19,844,160	3,180,514	47,600	70,083	15,858
8月	44,861	26,127	18,734	25,593,645	22,024,402	3,569,243	47,542	70,248	15,877
9月	47,319	27,507	19,812	26,907,820	23,135,319	3,772,501	47,387	70,089	15,868
10月	48,032	27,874	20,158	27,253,094	23,410,460	3,842,633	47,283	69,989	15,885
11月	48,162	28,162	20,000	27,693,501	23,887,191	3,806,310	47,917	70,684	15,860

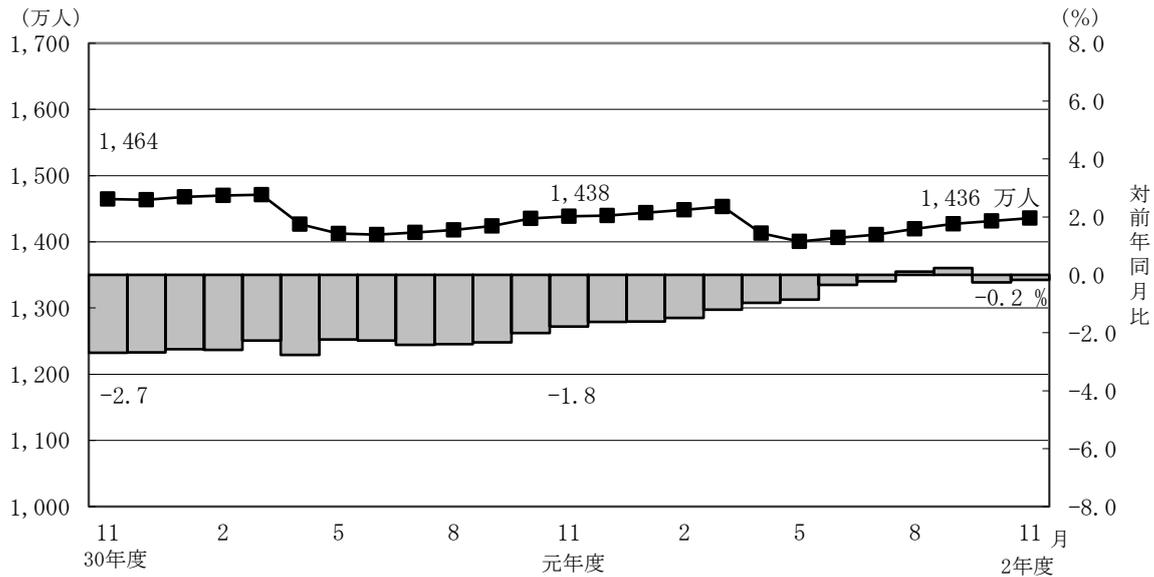
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年 6月	165,025	157,567	7,458	21,637,022	20,972,520	664,502	10,926	11,092	7,425
7月	162,401	154,956	7,445	21,306,792	20,632,396	674,397	10,933	11,096	7,549
8月	162,755	155,137	7,618	21,270,325	20,586,668	683,657	10,891	11,058	7,479
9月	161,261	153,853	7,408	21,404,881	20,708,401	696,480	11,061	11,217	7,835
10月	161,473	153,943	7,530	21,384,552	20,678,021	706,531	11,036	11,194	7,819
11月	163,768	155,834	7,934	21,579,601	20,849,180	730,421	10,981	11,149	7,672

3. 国民年金

(1) 適用状況

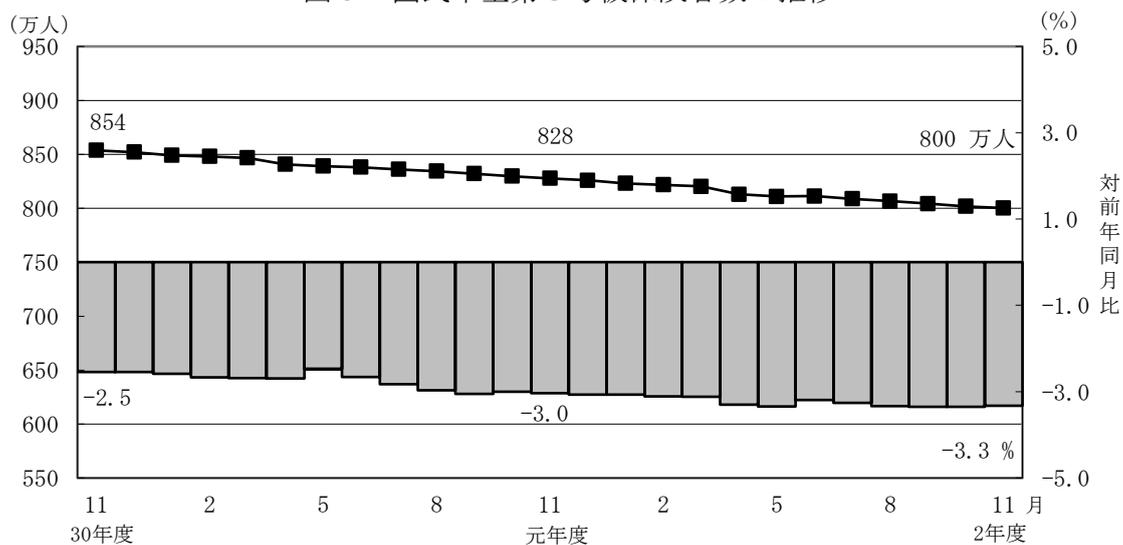
- 令和2年11月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,436万人となっており、前年同月に比べて2万人（0.2%）減少している。内訳をみると、男子は750万人（対前年同月比2万人、0.3%増）、女子は686万人（対前年同月比4万人、0.6%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は800万人となっており、前年同月に比べて28万人（3.3%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、2.9%増）、女子は789万人（対前年同月比28万人、3.4%減）となっている。

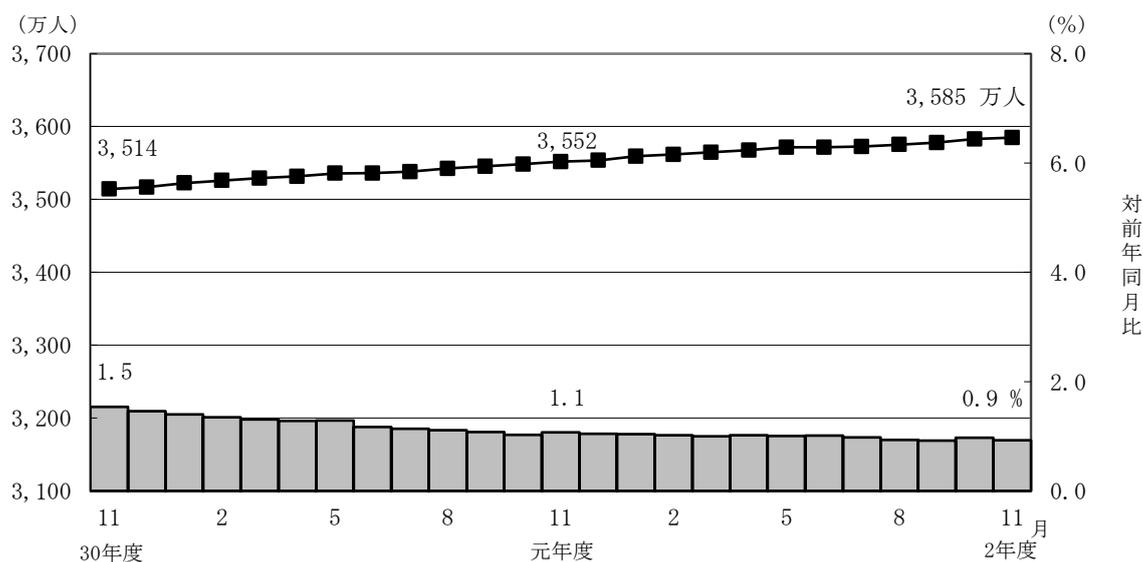
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和2年11月末の国民年金受給者数は3,585万人（旧法拠出制73万人、基礎年金3,512万人）で、前年同月に比べて33万人（0.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,374万人（旧法拠出制68万人、基礎年金3,306万人）で、前年同月に比べて29万人（0.9%）増加している。
- 障害給付の受給者数は202万人（旧法拠出制4万人、基礎年金198万人）で、前年同月に比べて4万人（2.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年11月末で5万6,290円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,447円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、11月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は5.2%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。